

～ 岩国市からのお知らせ ～

岩国市高齢者補聴器購入費助成事業

コミュニケーション能力の向上や認知症の予防、閉じこもりの防止を図り、社会参加を支援するため、高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します。

◆ 対象となる方（次のすべてに該当する方）

- ・ 岩国市に住所を有する満 65 歳以上の方
- ・ 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象者でない方
- ・ 過去 5 年以内にこの事業の助成を受けていない方
- ・ 耳鼻科又は耳鼻咽喉科医師の意見書が得られる方

※意見書が得られるのは、両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上の方
もしくは補聴器の装用が必要であると、

「身体障害者福祉法第 15 条第 1 項指定医師」が認めた方です。

（山口県内（下関市以外）の指定医師については、右記 QR コード参照）



山口県 HP

◆ 助成内容

補聴器購入に対し、30,000 円を上限として助成します。

- ・ 片耳両耳を問わず、上限額は 30,000 円です。
購入額が 30,000 円に満たない場合は、購入額が助成額となります。
- ・ 購入前に申請いただくなど、条件があります。詳しくは、お問い合わせください。



ご注意ください

- ・ 市からの交付決定を受ける前に購入した補聴器は、対象外です。
- ・ 医療機関を受診した結果、助成対象とならない場合があります。
- ・ 助成対象は、補聴器本体の購入費用です。付属品のみの購入や修繕費用、医療費等は、助成の対象外です。
- ・ 補聴器は、管理医療機器として認定された製品に限ります。
集音器は、対象になりません。
また、必ずご自身の聴力に合うように、調整をしてもらってください。
インターネット販売・通信販売や訪問販売での購入は、対象外です。

〔お問い合わせ〕 岩国市 福祉部 高齢者支援課 TEL：29－2588

手続きの流れ（岩国市高齢者補聴器購入費助成事業）



①申請に必要な書類を準備する。

「申請書」と「医師意見書」の様式を市の窓口で受け取るか、市ホームページから印刷してください。

※窓口：高齢者支援課（市役所 1 階⑮番）、総合支所市民福祉課、支所



市 HP

②耳鼻科又は耳鼻咽喉科を受診し、「医師意見書」の記入を受ける。

①で受け取った「医師意見書」の様式とマイナ保険証または資格確認書を、医療機関へお持ちください。

※意見書が得られるのは、両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上の方、もしくは補聴器の装用が必要であると、「身体障害者福祉法第 15 条第 1 項指定医師」が認めた方です。

※受診時の診察・検査や医師意見書にかかる費用は、自己負担となります。

※医療機関を受診した結果、助成の対象とならない場合があります。

受診した際、「補聴器購入より先に治療をしたほうが良い」、「障害者手帳の対象となる」等の診断があった場合、医師の指示に従ってください。

※聴覚障害に係る身体障害者手帳の対象となる方は、障害者支援課までお問い合わせください。

③補聴器取扱店で見積書を受け取る。

岩国市に補装具業者として登録を受けている販売店で、「医師意見書に基づく補聴器の見積書」をもらってください。

※補聴器の注文は、まだ行わないでください。

※登録を受けている販売店については、市へお問い合わせください。

※補聴器は、管理医療機器として認定された製品に限ります。

集音器は、対象になりません。

※インターネット販売・通信販売や訪問販売での購入は、対象外です。

④申請書を市に提出する。

①に記載の窓口に、申請書を提出してください。

※申請書に本人が自署できない場合、本人の押印が必要です。

※「医師意見書」と「医師意見書に基づく補聴器の見積書」の添付が必要です。

※その他、本人確認書類（マイナンバーカード、資格確認書等）、代理人の本人確認書類（代理申請の場合のみ）がそれぞれ必要です。

⑤市から決定通知書を受け取る。

市の審査完了後、「決定通知書」と「助成券」が届きます。

※「決定通知書」が届いてから注文をしてください。

⑥補聴器を購入する。

見積もりを受けた補聴器取扱店へ連絡の上、「助成券」を持参し、補聴器の購入費用から助成額(上限 3 万円)を差し引いた金額を支払い、補聴器を購入してください。助成券は受領日・受領者氏名欄に記入、委任者の欄に記入・押印の上、補聴器取扱店に渡してください。※必ず、ご自身の聴力に合うように、調整をしてもらってください。